

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

佐野市長

様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

届出者

印

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称			整理番号	
工場又は事業場の所在地			受理年月日	年 月 日
振動の防止の方法	変更前	変更後	施設番号	
	別紙のとおり。		審査結果	
	別紙のとおり。		備考	

- 備考 1 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別 表

種類ごとの数・構造	施行令別表第1に掲げる特定施設の項番号				
	特定施設の名称				
	特定施設の型式				
	特定施設の数				
	特定施設の規模 (KW・重量 t・m ³ ・kg)				
使用の方法	工事着工予定年月日				
	工事完了予定年月日				
	使用開始予定年月日				
	事業場(工場)の作業時間				
	1日(回)の使用時間(時間)				
	1日の使用回数(回)				
	季節変動				
防止の方法	騒音・振動の防止の方法の概要				
参考事項	騒音・振動防止施設	設計施工者			工場全体の敷地面積 m ²
		工事予定費用			
		資金内訳	自己資金	万円	
			銀行借入	万円	
	工事着手予定年月日	工事完了予定年月日	使用開始予定年月日		
添付書類	<p>1. 特定施設の配置図・・・工場事業場の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書きすること。(縮尺又は距離を記載したもの)</p> <p>2. 工場、事業場の付近の見取図・・・周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの。(縮尺又は距離を記載したもの)</p> <p>3. 騒音の発生及び振動の発生に係る作業の系統を説明する書類。</p> <p>4. 騒音の大きさ(デシベル)に関する説明書。</p>				

1. 特定施設の配置図

工場、事業場の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること。
(縮尺又は距離を記載したもの)

2. 工場・事業場付近の見取図

周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの。(縮尺又は距離を記載したもの)

3 . 騒音の発生及び振動の発生に係る操業の系統を説明する書類

(6 - (3)定形的添付書類)

参 考 事 項

記載上の注意 1 届出等に係る工場・事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを、印で囲むこと。
2 届出書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらためて記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)	氏名	所属 部課名	電話 FAX
公害防止管理者	1 要 2 不要	選任要 のとき	職・氏名 試験又は 資格の区分
公害防止責任者	職・氏名		
従業員数	主製品名	日本標準産業分類の 小分類番号・項目	
特定施設メーカー名	処理施設メーカー名		
特定施設が関係する製造工程の概要			
新規立地工場・事業 場事前協議	1 要 2 不要	事前協議 のとき	協議終了年月日
特定施設等を 設置する土地	用途 地域	敷地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積	m ² m ² 登記地目)
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 m ²)	増改築 (床面積 m ²)	
工場・事業場 当初設置年月日	日 年 月	設 水質関係特定施 当初設置年月日	日 年 月
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 2 不要	事前協議 のとき	対象物質 協議終了年月日
排水先 (水質関係に係る届出 書に添付のときにのみ 記載)	複数の排出口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水の排出先の用水路名 () 排水の排出先の河川名 ()		
公害防止協定	締結 1 有 2 無	締結有 のとき	今回の特定施設等の 届出に関する事前協議 1 要 2 不要 事前協議 のとき 1 協議済 2 協議予定
周辺における公害 苦情等の問題	現在解決して いない苦情 1 有 2 無	有のときは その区分	1 ばい煙 2 粉じん 3 汚水 4 悪臭 5 騒音 6 振動 7 その他 ()

その他、別紙として次の書類を添付する。

- 工場・事業場の平面図(建物、施設等の配置状況を記載し、今回の届出施設を朱塗すること。なお、汚水に関する届出等については、排水の汚染状態を測定するための採水場所を記載、朱塗すること。)
- 工場・事業場の案内図(工場・事業場に至る経路を記載すること。)
- ばい煙に関する届出書等については煙突立面図(主要寸法及び測定孔の位置を記載すること。)及び使用燃料の分析表
- 水質に関する届出書で特定有害物質を使用等する施設については、条例施行規則第17条の規定を遵守していることを明示した図面等